

都市再生予定地域の設定

京浜臨海都市再生予定地域の設定

重厚長大産業を主体として我が国経済を牽引してきた京浜臨海地域について、関係者が協議の場を設けて土地利用や基盤整備の意見調整を行うため、設定。

このことにより、都市再生に向けた条件整備を迅速に進める。

都市再生予定地域

横浜市、川崎市の臨海地域 約 4 , 4 0 0 ha

産業構造の変容等を踏まえた新しい地域像・産業像に対応した土地利用と港湾機能の再編の方向付けと、これを支える基盤整備について、検討に着手。このため、今年度から具体的かつ総合的な調査を開始。

(参考) 都市再生予定地域の設定

都市再生緊急整備地域の指定をするまでの都市開発事業の熟度や関連する公共公益施設の計画の具体性など条件整備が整わない場合には、都市再生本部において、都市再生緊急整備地域の指定に準じた手続きにより「都市再生予定地域」を設定し、この枠組みの中で、関係者が意見調整を行い、条件整備を迅速に進めるものとする。

(都市再生基本方針(平成14年7月19日閣議決定)より抜粋)

京浜臨海都市再生予定地域の位置と現状

